

かつよう タブレット活用のルール



タブレットは、授業や家庭学習のために、呉市から皆さんに貸し出されたものです。タブレットは便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そこで、皆さんが安心して活用できるよう、「タブレット活用のルール」を定めました。このルールを守り、タブレットをみなさんの学びに役立てましょう。

呉市立横路小学校

			氏名
年	組	番	

もくてき
【目的】

タブレットは、授業と家庭学習のために使うことが目的です。

学習活動に関わる以外の目的で使ってはいけません。

1 タブレットの使用について

- (1) 毎日学校で使います。学校のある日は、忘れず持ってきます。
- (2) 長時間にわたって継続して画面を見ないように、30分に一度は、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休ませましょう。
- (3) 家や学校などでタブレットを使える時間は、
低学年(1～3年生) 午前8時から午後8時まで
高学年(4～6年生) 午前8時から午後9時までです。
使う時間をかならず守ります。家では、1日1時間をめどに使います。
- (4) タブレットを使う時は、こわしたり、なくしたりしないよう注意しましょう。
 - ・手を清潔にして触ります。
 - ・タブレットの画面は指か専用のタッチペンで触れるようにします。こわれる原因になるので、鉛筆やペンで触れたりしません。
 - ・周りに食べ物や飲み物を置きません(水筒や濡れた衣服にも注意)。
 - ・持ったまま走ったり、床や地面に置いたりしません。
 - ・登下校中はランドセルに入れます。教科書や水筒などが上になるような入れ方をしません。また、無理に詰め込みません。
 - ・タブレットが入ったかばんを放り投げたりしません。
 - ・直射日光が当たる場所や、ストーブの側等、高温になる場所に置きません。また、水を使う場所や、湿度の高い場所に置きません。
 - ・磁石を近づけません。
 - ・充電する時、充電ケーブルの抜き差しは丁寧にいきます。充電の場所は、壊れにくい確かな場所できるようにしましょう。(椅子の上などで充電しません。)
- (5) 個人で購入した内ケースは使用しません。また、タブレットやケースにシールなどを貼ったり付けたりしません。落書きなどタブレットに何か書いたりしません。
- (6) タブレットのシステムを変えようしたり、制限を外そうとしたりしてはいけません。
- (7) 学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- (8) 学校でタブレットを破損させたり、紛失したりした場合は、直ちに先生に申し出ましょう。
- (9) 家庭でタブレットを破損させた場合は、直接修理に出さず、保護者を通じて速やかに先生に報告しましょう。

【こんなことをすると壊れます】

- 落下 ・画面への強い衝撃 ・充電ケーブルに足がかかる
- 水濡れ ・踏み付け ・ペットが充電ケーブルを噛む
- ランドセルやカバン等へ無理に詰め込むなど

2 個人情報や著作権の保護について

- 自分のタブレットを貸したり、人のタブレットを借りたりしてはいけません。
- 先生の許可無く他人のタブレットを触ってはいけません。
- アカウント情報(I Dやパスコード及びパスワード)は自分のタブレットを安全に使うために大切なものです。他人に教えたり、インターネット上に公開したり、許可無く変更したりしてはいけません。
- 画面をのぞき込む等して、他人のアカウント情報を盗み見えてはいけません。
- タブレットやクラウドに保存してある他人のデータを許可なく変更したり、削除したりしてはいけません。
- 学校から自分に与えられたものではないアカウントを使用してはいけません。
- 他人のアカウント情報を使ってログインする「なりすまし」をしてはいけません。
- アカウント情報は、忘れたり、紛失したりしないよう、自分で管理しましょう。
- パスコードを忘れた場合は、学校に連絡しましょう。何度も入力間違いをしたり、入力画面で強制的に電源を切ったりした場合、初期化が必要になり、保存データが消えてしまいます。

3 カメラ機能の使用について

- カメラ機能は、先生からの指示があった時のみ使用しましょう。
- 無断で他人の写真や動画を撮影したり、加工したりしてはいけません。
- 他人を撮影する時は、撮影する前に相手にきちんと伝えましょう。
- 撮影された相手が嫌な思いをするものであれば、本人の目の前で撮影した画像や動画を削除しましょう。
- みだりに他人にカメラを向けるなど、疑わしいことをしてはいけません。

4 インターネットの利用について

- 学習に関係のないサイトの閲覧や利用(写真・動画のダウンロードや配信)、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への書き込み、写真・動画の配信をしてはいけません。
※インターネットの接続記録が残るため、学校や教育委員会は、あなたがどのようなサイトにアクセスしたかを把握することができます。

※インターネット上^{じょう ふてきせつ}に不適切なデータ^{こうかい}を公開^{ぼあい}した場合^{かんぜん}、完全^{さくじょ}に削除^{しやうぞうけん}することはできないため、肖像権^{しやうざうけん}の侵害^{しんがい}や名誉毀損^{めいよきそん}などにつながります。

- (2) インターネットの閲覧^{えつらん}には制限^{せいげん}がかけられていますが、万が一^{まん いちあや}怪しいサイト^{はい}に入ってしまった時^{とき}は、すぐに先生^{せんせい}や保護者^{ほごしや}に知らせましょう。

5 学校^{がっこう}での使用^{しやう}について

- (1) 学校^{がっこう}へ登校^{とうこう}したら、タブレット^{た あ}を立ち上げて、机^{つくえ}の中^{なか}やタブレット用の棚^{よう たな}にしまっておきます。
(どこにしまうかは担任^{たんにん}の先生^{せんせい}の指示^{しじ}に従^{したが}います。)
- (2) 授業^{じゆぎやうちゆう}中の使い方は、先生^{せんせい}の指示^{しじ}に従^{したが}いましょう。
- (3) 授業^{じゆぎやういがい}以外の時間^{じかん}は、先生^{せんせい}の指示^{しじ}が無い限り^{な かぎ}使用^{しやう}してはいけません。学校^{がっこう}で決められた場所^{ばしょ}に保管^{ほかん}しましょう。
- (4) 移動教室^{いどうきやうしつ}のためにタブレット^もを持ち運ぶ場合^{はこ}は、置き忘れ^{おき わす}や破損^{はそん}に注意^{ちゆうい}し、先生^{せんせい}の指示^{しじ}があるまで使用^{しやう}してはいけません。

6 自宅^{じたく}での使用^{しやう}について

- (1) 使う場所^{つか ばしょ}、保管する場所^{ほかん}、充電する場所^{ぼしょ じゆうでん}、使用時間^{ぼしょ しやうじかん}について、保護者^{ほごしや}と話し合^{はな}って決めま^あしょう。

※1-(1)~(4)を参照^{さんしやう}

- (2) 自宅^{じたく}では、次の目的^{つぎ もくてき}でタブレット^{しやう}を使用^{しやう}しましょう。
- ・学校^{がっこう}から出された課題^{だ かだい}に取り組む^{とく}。
 - ・学校^{がっこう}から配信されたお知らせ^{はいしん}等を、保護者^{ほごしや}に見せる(保護者アンケート^{ほごしや など ふく}等を含む)。
 - ・学校^{がっこう}で認められた範囲^{みと}内で、自主的^{はんい}に学 習^{じしゆてき}する^{がくしゆう}。
- (3) インターネットの使用^{しやう}については、保護者^{ほごしや}の許可^{きよか}を得た使い方^{え つか}をしましょう(使い方^{つか}によっては、家庭^{かてい}で契約^{けいやく}している通信容 量^{つうしんようりやう}を超えてしまう場合があります)。
- (4) 自宅^{じたく}に持ち帰った後^{も かえ}に自宅^{あと}で十分^{じたく じゆうぶん}に充電^{じゆうでん}しておきます。
(帰ったらすぐ充電^{かえ じゆうでん}し、時間^{じかん}を決めてランドセル^きに入れるくせをつけましょう。)
- (5) 自宅^{じたく}のパソコンとタブレット^{ぜつたい}は、絶対^{ぜつぞく}に接続^{つが}しません。
- (6) 就寝^{じゆうしん}する30分前^{ふんまえ}からは使^{つか}いません。

※「タブレット活用のルール」を守れない場合は、使用^{かつやう}を制限^{まも}することがあります。

※学校^{がっこう}での学 習利用^{がくしゆうりやう}時に破損^{じ はそん}した場合^{ばあい}の修理費^{しゅうりひ}は、基本的^{きほんてき}には呉市教 育委員会^{くれしきやういくいんかい}が負担^{ふたん}します。ただし、学校管理^{がっこうかんりか}下^かであっても故意^{こいまた}又は過失^{かしつ}による破損^{はそん}・故障^{こしょう}の場合^{ばあい}や、登 下校中^{げこうちゆう}・家庭^{かてい}における破損^{はそん}・故障^{こしょう}・紛失^{ふんしつ}などの場合^{ばあい}は、家庭^{かてい}に費用^{ひやう}を求めます(状 況^{じやうきやう}によっては5万円弱^{まんえんじやく}かかります)。

※広島県PTA連合会^{ひろしまけん}小・中学校保障制度^{れんごうかいしやう ちゆうがっこうほしやうせいどう}等、御加入^{ごかにゆう}の保険^{ほけん}によっては、タブレット^{しゅうりひ}の修理費^{ほしやう}の保障^うが受けられるものもありますので、ご確認^{かくにん}ください。